

② 今回の税制改正に伴う初年度の中間（予定）申告税額について

平成 31 年 10 月 1 日以後に開始する最初の事業年度の法人税割の中間（予定）申告税額が引き下げとなります。

事業年度 平成 31 年 9 月 30 日まで

中間（予定）申告税額

前事業年度の法人税割額 $\times 6.0$ / 前事業年度の月数



事業年度 平成 31 年 10 月 1 日以後

中間（予定）申告税額

前事業年度の法人税割額 $\times 3.7$ / 前事業年度の月数

申告税額の引き下げは、平成 31 年 10 月 1 日以後に開始する最初の事業年度の予定申告のみとなり、それ以降は「前事業年度の法人税割額 $\times 6.0$ / 前事業年度の月数」となります。

3 軽自動車税の改正



▶ 軽自動車のグリーン化特例の期限延長

排出ガス性能及び燃費性能の優れた軽自動車のグリーン化特例について、期限が 2 年間延長され平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに新規登録された軽減対象車両の翌年度分の軽自動車税が軽減されます。

車種区分			標準税率	軽減税率		
				75%軽減 (ア)	50%軽減 (イ)	25%軽減 (ウ)
軽自動車 (四輪以上)	乗用	自家用	10,800	2,700	5,400	8,100
		営業用	6,900	1,800	3,500	5,200
	貨物用	自家用	5,000	1,300	2,500	3,800
		営業用	3,800	1,000	1,900	2,900

(ア) 電気自動車及び天然ガス自動車

(イ) 乗 用：平成 17 年排出ガス基準 75% 低減達成車 (★★★★) または平成 30 年排出ガス基準 50% 低減達成車で平成 32 年度燃費基準 + 30% 達成車

貨物用：平成 17 年排出ガス基準 75% 低減達成車 (★★★★) または平成 30 年排出ガス基準 50% 低減達成車で平成 27 年度燃費基準 + 35% 達成車

(ウ) 乗 用：平成 17 年排出ガス基準 75% 低減達成車 (★★★★) または平成 30 年排出ガス基準 50% 低減達成車で平成 32 年度燃費基準 + 10% 達成車

貨物用：平成 17 年排出ガス基準 75% 低減達成車 (★★★★) または平成 30 年排出ガス基準 50% 低減達成車で平成 27 年度燃費基準 + 15% 達成車

▶ 軽自動車税の環境性能割の創設

平成 31 年 10 月から軽自動車税に「環境性能割」が創設され、現行の軽自動車税は「種別割」と名称が変更となり、軽自動車税は「環境性能割」と「種別割」の 2 つの構成となります。

環境性能割

新車、中古車を問わず取得したとき、車両の通常の取得価格が 50 万円を超える場合に課税されます。この環境性能割は市区町村税となりますが、軽自動車を取得した時に販売店などを通じて都道府県に納めていただくことになり、納税の手続きは現在の自動車取得税と同様になります。



区 分		税 率
電気自動車、天然ガス自動車		非課税
ガソリン車 ガソリンハイブリッド車	★★★★ (*) かつ 平成 32 年度燃費基準 + 10% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 20% 達成	非課税
	★★★★ (*) かつ 平成 32 年度燃費基準達成 平成 27 年度燃費基準 + 15% 達成	1.0 %
	★★★★ (*) かつ 平成 27 年度燃費基準 + 10% 達成	2.0 %
	上記以外の車	2.0 %

★★★★ (*)：平成 17 年排出ガス基準 75% 低減達成

平成 29 年度の 税制改正 についてお知らせします

■問合せ 税務財政課税務グループ (☎ 74-3003)

1 個人住民税の改正

▶ 配偶者控除を受ける納税義務者の所得制限の新設

これまで配偶者控除を受ける方に所得の制限はありませんでしたが、平成 31 年度以降の個人住民税について、右表の所得の区分に応じた控除額となります。

配偶者控除を受ける人の 合計所得金額	控 除 額	
	控除対象 配偶者	老人控除対象 配偶者 (70 歳以上)
900 万円以下	33 万円	38 万円
900 万円超 950 万円以下	22 万円	26 万円
950 万円超 1000 万円以下	11 万円	13 万円

※ 1 平成 31 年度の個人住民税での老人控除対象配偶者(70 歳以上)は、昭和 24 年 1 月 1 日以前に生まれた人となります。

※ 2 所得税の計算は控除額は異なります。

▶ 配偶者特別控除の対象範囲の拡大

個人住民税の配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限が引き上げられ、控除対象の範囲が拡充されます。

なお、納税者本人の合計所得金額が 900 万円以下、900 万円超 950 万円以下、950 万円超 1000 万円以下の 3 つの区分に応じて控除額が異なります。右の表は、納税者本人の合計所得金額 900 万円以下の控除額となります。

※ 所得税の計算と控除額は異なります。

配偶者の合計所得		配偶者特別控除 の控除額
平成 30 年度まで	平成 31 年度以降	
38 万円超 45 万円未満	38 万円超 90 万円以下	33 万円
45 万円超 50 万円未満	90 万円超 95 万円以下	31 万円
50 万円超 55 万円未満	95 万円超 100 万円以下	26 万円
55 万円超 60 万円未満	100 万円超 105 万円以下	21 万円
60 万円超 65 万円未満	105 万円超 110 万円以下	16 万円
65 万円超 70 万円未満	110 万円超 115 万円以下	11 万円
70 万円超 75 万円未満	115 万円超 120 万円以下	6 万円
75 万円超 76 万円未満	120 万円超 123 万円以下	3 万円

2 法人町民税の改正

▶ 法人町民税の法人税割の税率改正

① 法人町民税(法人税割)の税率の引き下げ

平成 31 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分から法人町民税(法人税割)の税率が引き下げとなります。

制限税率

現 行 12.1% ➡ 改正後 8.4%